

平成16年度
第33次宇都宮市住居表示等審議会（第1回）

議事

- (1) 会長及び副会長（2人）の選任について
- (2) 今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて
- (3) 町及び字の区域の変更にかかる「事務取扱の特例」について

開催日時

平成16年6月24日（木） 13:00~14:30

開催場所

宇都宮市役所 14A会議室

出席者氏名

1号委員	大野 万里 委員	重山 正秋 委員	
2号委員	荒井 祥 委員	後藤 一夫 委員	齋藤 裕 委員
	添田 包子 委員	高野 茂 委員	
3号委員	小野 隆志 委員	田崎 博之 委員	丸田 茂男 委員
臨時委員	今井 源一 委員	江田 一 委員	大山 幸雄 委員
	鈴木 芳男 委員	田村 博 委員	増淵 哲夫 委員

幹事

駅東第3区画整理事務所長 関 哲雄

事務局

市民生活部長	横堀 杉生		
市民課長	木村 吉夫	市民課長補佐	菊地 勇己
市民課企画係長	中里 貞子	市民課企画係	金子 和好
市民課企画係	岡田 康	市民課企画係	齋藤 全男
駅東第3区画整理事務所工務グループリーダー			加藤 民夫
駅東第3区画整理事務所工務グループ			若狭 康伴

課長補佐

只今から、第33次宇都宮市住居表示等審議会第1回会議を開催いたします。私、本日の進行を努めます、市民課長補佐の菊地でございます。どうぞよろしく願いいたします。はじめに、横堀市民生活部長から挨拶をいたします。

市民生活部長

市民生活部長の横堀でございます。本日は、お暑い中当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方にはいろいろな方面から本市の行政運営にあたりましては、深いご理解とご協力をいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。お陰をもちまして、宇都宮市の住居表示も、住居表示の該当地区の84%を実施することができました。

また、これから区画整理や、大規模な開発があれば、その中で住居表示を実施する地域が出てくると考えているところでございます。また、皆様ご存知のように、17年の4月を目指しまして合併協議を進めているところでございますが、その中でもまた新たな住居表示の対象地区というものが出てくると考えているところでございます。

これから、駅東第3区画整理をしました地域についての住居表示ということで、皆様方のご意見をいただきながらより良い住居表示が出来ていけば大変ありがたいと思っております。これから数回に渡りまして審議会をお願いするわけでございますが、どうぞよろしくご指導、ご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

課長補佐

はじめに、資料と本日の運営及び日程をご説明いたします。お手元のファイルに会議次第、名簿、住居表示実施状況の地図などが入っております。次に、本日の運営及び日程ですが、はじめに、ご出席の皆様をご紹介いたします。その後議事に入りますが、まず、仮議長を選出し、会長と副会長の選任を行っていただきます。その後、会長さんに議事の進行をお願いします。議事の後に、現地視察を行い、解散となります。それでは、まず当審議会の委員の皆様を市民課長からご紹介いたします。

課長

市民課長の木村でございます。よろしく願いいたします。それでは、委員の皆様の紹介をいたしますので、資料の2枚目の名簿をご覧ください。委員の皆様には、全部で16名お願いしてございまして、はじめに、関係行政機関から推薦をお願いしております、1号委員をご紹介

申し上げます。

宇都宮東郵便局長の大野万里委員です。

委員 宇都宮東郵便局長の大野万里です。よろしくお願いいたします。

課長 宇都宮地方法務局首席登記官の重山正秋委員です。

委員 法務局の重山といいます。よろしくお願いいたします。

課長 次に、学識経験を有する方をお願いしております、2号委員です。
宇都宮商工会議所副会頭の荒井祥委員です。

委員 荒井祥でございます。よろしくお願いいたします。

課長 東京電力株式会社宇都宮・鹿沼地域お客様サービスグループグループ
マネージャーの後藤一夫委員です。

委員 後藤です。よろしくお願いいたします。

課長 栃木県行政書士会宇都宮支部長の齋藤裕委員です。

委員 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

課長 宇都宮市女性団体連絡協議会会長の添田包子委員です。

委員 添田包子でございます。よろしくお願いいたします。

課長 栃木県立博物館学芸嘱託員の高野茂委員です。

委員 高野です。よろしくお願いいたします。

課長 次に、公募により選任となりました、3号委員でございます。
小野隆志委員です。

委員 小野です。よろしくお願いいたします。

課長 田崎博之委員です。

委員	田崎です。よろしくお願いします。
課長	丸田茂男委員です。
委員	丸田茂男でございます。よろしくお願いいたします。
課長	次に、地元を代表して、お願いしております、臨時委員の方でございます。 今泉北自治会長の今井源一委員です。
委員	今井でございます。
課長	泉が丘西自治会長の江田一委員です。
委員	江田です。よろしくお願いします。
課長	今泉町9丁目自治会長の大山幸雄委員です。
委員	大山です。よろしくお願いします。
課長	今泉東自治会長の鈴木芳男委員です。
委員	鈴木です。よろしくお願いします。
課長	エビス西自治会長の田村博委員です。
委員	田村です。よろしくお願いいたします。
課長	今泉新町自治会長の増渕哲夫委員です。
委員	増渕です。よろしくお願いします。
課長	続きまして、幹事の方です。幹事は審議会の所掌事務について、委員を補佐するもので、地区に詳しい方をお願いしました。 駅東第3区画整理事務所長の関哲雄幹事です。
幹事	関です。よろしくお願いいたします。

課長	最後になりましたが、事務局です。 市民生活部次長の高野ですが、別の会議で出席できません、次回からは出席いたします。市民課企画係、中里係長です。
事務局	中里です。よろしくお願いいたします。
課長	同じく市民課企画係の金子総括主査です。
事務局	金子です。よろしくお願いいたします。
課長	同じく市民課企画係の岡田主査です。
事務局	岡田です。よろしくお願いいたします。
課長	同じく市民課企画係の斎藤主査です。
事務局	斎藤です。よろしくお願いいたします。
課長	駅東第3区画整理事務所工務グループ、加藤グループリーダーです。
事務局	加藤です。よろしくお願いいたします。
課長	同じく駅東第3区画整理事務所工務グループ、若狭総括主査です。
事務局	若狭です。よろしくお願いいたします。
課長	以上で紹介を終わります。
課長補佐	次に、会長及び副会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して進行をお任せしたいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし
課長補佐	仮議長には、長年行政に携わり、経験や実績があり、事務に精通しておられる重山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
全委員	異議なし

課長補佐	それでは、重山委員お願いいたします。
仮議長	しばらくの間、私が仮議長を務めさせていただきます。只今から会議に入ります。本日の出席委員は、委員16名全員の方の出席がございましたので、本会議は、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条の会議の要件を満たしております。まず、第1の議題であります会長・副会長の選出ですが、審議会規則第3条に審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定めるとありますが、初めての会合で、お互いの委員の人柄等がよくわからない部分もございますので、事務局から何か案がありましたら説明をお願いします。
課長	議長のご提案ですが、事務局案といたしましては、会長はこれまでも、郵便局長にお願いしておりますので大野委員さんに、副会長は荒井委員さんと添田委員さんをお願いしたいと考えております。なお、大野委員さんにつきましては、7月でご退職される予定ですが、そのあとは後任の方に引き続きお願いできればと考えております。よろしくご審議いただきたいと思います。
仮議長	ありがとうございました。只今、事務局から会長には、大野万里委員、副会長には、荒井祥委員、添田包子委員をという提案がありました。また、事務局からお話がありましたように、大野委員につきましては、7月に退職されるとのことですが、郵便局長さんが、一番地域と関係が深いと考えますので、そのあとは後任の方ということでいかがでしょうか。
全委員	異議なし
仮議長	異議なしの声がありましたので、会長には大野委員、副会長には荒井委員、添田委員が選出されました。以上で、私の職務は終わります。これからの議事進行は、こちらの席におきまして新会長さん、副会長さんをお願いしたいと思います。ご協力ありがとうございました。
会長	一言ご挨拶申しあげます。今回皆様方にご推挙いただき、私が会長に、また、荒井委員と添田委員が副会長に選任いただきました。只今お話がありましたように、私は7月で定年退職する予定ですが、後任の者に引き継いでいきたいと思っております。今回のみの仕事となるかと思っておりますが、何分にも不慣れでございますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

住居表示が実施されますと、町の区割りや住所がきちんと整理され、建物の場所等がわかりやすくなり、各方面で便利になると、皆さんもご承知だと思われませんが、これについて課題もあり、町名を変えるのはおかしいなどの意見もあると聞いております。市民の皆様のためになるよう努力したいと考えておりますので、皆様のご協力とご指導をよろしく願いいたしたいと思っております。次に、会議録署名委員を齋藤委員と丸田委員にお願いいたします。

それでは、本日の第2の議題であります、「今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて」市長から、当審議会に諮問がございます。市長の出席を求める間、しばらく休憩といたします。

会長 　　　　　それでは、議事を再開いたします。

課長補佐 　　　　ここで恐縮ですが、私のほうで進行を取らせていただきます。市長が諮問書を朗読しますので、よろしく願いいたします。

市長 　　　　　　宮市第157号 平成16年6月24日 宇都宮市住居表示等審議会会長様 住居表示の実施について（諮問） 「宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。」
「住居表示に関する法律に基づき、別図に表示する今泉町及び今泉新町の各一部の区域に新たに町を設け、住居表示を実施することについて」以上でございます。よろしく願いいたします。

課長補佐 　　　　引き続きまして、市長からご挨拶申しあげます。

市長 　　　　　　お暑いところ又、ご多忙のところ宇都宮市住居表示等審議会に、ご出席いただき誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から市政全般にわたりましてご指導ご支援を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

住居表示等審議会は複雑に入り組んだ町の境界を解消し、わかりやすい住所、まちづくりを目的としております。今回で33回目を迎え、住居表示計画区域の84%を実施することが出来ました。これもひとえに皆様方のご協力の賜物と深く感謝を申し上げる次第でございます。只今諮問いたしました区域は、駅東第3区画整理事業区域でございます。この区域は今泉町、今泉新町の2つの町が入り組んでおりまして、来年度には区画整理事業の完了が予定されているところでございます。新たな店舗の進出や住宅の建設など、今後の発展が予想され

ている地域でございます。委員の皆様方には地域の特色を活かしながら、町の区割りや名称につきましてご審議いただきますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

課長補佐

市長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

会長

それでは、只今市長から諮問のありました「今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて」を議題といたします。諮問書の写しを配布して下さい。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

諮問区域の説明の前に住居表示等審議会について、若干説明をいたします。住居表示等審議会は、宇都宮市附属機関に関する条例により、いわゆる「住居表示」等に関することを審議することとなっております。住居表示と申しますのは、既にご存知だとは思いますが、町名や町境を変えると伴に、一定のルールに従って、住居に順序良く番号を付けることにより、住所をわかり易くするために行っているものです。ここで、本市の住居表示の概要について、説明いたします。お手元の水色の冊子「住居表示実施状況」の1ページにあります「市街地の区域」をご覧ください。住居表示を実施しようとする区域を「市街地区域」と呼んでおります。これは、人口密集を勘案し、市議会の議決を得て、定めることになっております。本市におきましては、昭和38年に市街地区域を市の中心部 14,269 k²と定め、以来市勢の発展に伴い現在まで21回にわたりまして、区域の拡大を行ってまいりました。現在の市街地区域の累計面積は、42,372 k²となっております。次に、住居表示の実施状況についてですが、本資料の2ページをご覧ください。住居表示は、昭和39年度以来、29回の実施により累計面積は 35.5 k²となっております。これは、市街地区域面積の約84%にあたります。続きまして、資料の末尾の紙袋に実施状況の地図が入っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。これは、住居表示を実施した区域を年別に色分けしたものであります。先程申し上げました市街地区域につきましては、赤の実線で表示されております。市街地区域内で、まだ住居表示が実施されていない地区がいくつかございます。城東区画整理地や築瀬町など、まだ区画整理が済んでいない地区や住宅が貼りついていない所ですが、これらの地区は時期を見ながら、今後住居表示を実施していく予定であります。以上が、本市の住居表示の概要でございます。今回の諮問区域ですが、駅東第3区画整理事業区域でございます。駅東第3区画整理事業は昭和62年8月に

事業認可が下り、平成18年3月に換地処分になるものです。区画整理完了を期に、現在今泉町と今泉新町の2つの町が入り組んでいる区域を、住居表示を実施することにより、解り易い町が形成されると思われます。この、住居表示を実施することにつきましては、地元自治会からも市長宛に要望書が出ているところでもあります。その諮問区域の位置と状況ですが、JR宇都宮駅から北東に500mの位置にあり、西はJR宇都宮線、北は競輪場通り、東は国道4号バイパス、南は一部地境になっていますが白楊通りに囲まれた区域です。先程も申しましたが、区画整理地ということで、道路や住宅はきちんと整備され、中央部には市立東図書館、南部中央には白楊高校もございます。諮問区域の面積と人口は、諮問書の4枚目の「調書」に記載のとおり、1,216,400㎡、人口は約4,500人となっております。説明最後になりましたが、この地区の所管事務所は今泉町、今泉新町とも本庁でございます。以上が、諮問区域の概要です。

会長 諮問区域の概要についての説明がありました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員 ほとんどの区域は、道路や河川で区画が仕切られていますが、元今泉2丁目、3丁目、7丁目は住居の間で仕切られているように見えるのですが、何か理由があったのでしょうか。

事務局 元今泉は、昭和50年代当初に施行された、いわゆる駅東第1土地区画整理施行区域を住居表示したもので、当時元今泉2、3、7丁目の北側は区画整理の計画がなく、住宅もまばらでした。道路が町境になっているところが殆どですが、一部で道路が未整備な箇所もあったため、地境が町の境になっているところもございます。

会長 今回は、その辺を考えて街区割りをするという事でよろしいでしょうか。

事務局 そう考えております。

委員 元今泉3丁目、7丁目の一部が今回の区域に含まれることはあるのでしょうか。また逆に、3丁目、7丁目広がることはあるのでしょうか。

事務局 3丁目、7丁目を含めて、新しい町名にすることはありませんが、

3丁目，7丁目が広がることに関しては，今後審議を進めていきたいと考えております。

委員 住居表示を実施するにあたり，国土地理院，登記，標識等すべて含めてどの位の費用がかかるのでしょうか。

事務局 諸々を含めての全体での費用はわかりませんが，個人負担は殆どありません。

委員 住居表示を行った場合，地番の変更はあるのでしょうか。

事務局 住居表示と区画整理を同時に行いますので，換地に伴って地番が変更されます。

委員 今泉町という名前を残すことは出来ないのですか。

事務局 実施区域外に今泉町が残っているので，住居表示を実施したところに今泉町という名前を残すことは出来ません。

委員 中今泉や上今泉を使うことは出来るのですか。

事務局 使っても差し支えございません。

会長 以上で，本日諮問を受けました区域の概要説明と質疑を終わりにしたいと思います。市長から諮問のありました「今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて」この区域をもって，住居表示実施区域と定め，今後審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして，審議会の今後の予定案について，事務局から説明があります。

事務局 それでは今後の進め方についてご説明いたします。お配りしてあります「諮問から答申まで（案）」がございますのでご覧いただきたいと思います。次回の会議は7月28日午後1時30分を予定しております。今回は，今回諮問になりましたこの区域について，委員さんより意見をいただき，町の区域等の具体的な審議を行っていただくことになると考えております。事務局としましては，次回の会議までに，道路や河川，学区等につきまして調査をし，皆様方に町の区割りの事務局案をお示ししたいと考えております。第3回審議会は，9月の上

旬を予定しております。ここでは、町名について具体的な審議を行っていただくことと、地元説明会とアンケート調査の実施方法について審議していただくことになると考えております。第4回審議会は、10月下旬を予定しております。ここでは、地元アンケート調査結果等に基づき、町名の審議を行っていただくことになると考えております。最後の第5回審議会は、会長より市長への審議会の答申を予定しております。答申を公示してから30日は変更の請求ができるという規定がありますので、3月の議会に付議するために、12月上旬に開催したいと考えております。以上が、今後の進め方についての案でございます。

会長 只今、今後の予定案の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

委員 地元説明会は、何回程度予定されているのですか。

事務局 1回から2回程度、各自治会ごとに予定しております。

会長 それでは、そのように決定いたします。それでは、第3の議題であります「事務取扱の特例について」に移ります。資料配布をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは「事務取扱の特例について」ご説明いたします。本市では、町名や町界を変更する場合、住居表示等審議会に諮問をいたしまして、審議・答申を経て、その案を市議会へ提案しております。しかし、現在の宇都宮市におきましては、狭い区域での土地区画整理事業や農地の土地改良事業がいくつか行われております。区画整理等が行われますと、その結果当然道路や河川が新しくなり、それに合わせて若干、町の区域を変更することがありますが、それら軽微な変更につきましては、審議会に諮る意味合いが薄いものと考えられます。そこで、事務局といたしましては、町及び字の区域の変更に関して地元での合意が得られているなど、特別の事情があると判断される場合は、審議会への付議は行わず、区画整理担当課が事務処理を行うこととする事務取扱の特例（案）を設けたいと考えており、審議会での承認をお願いするものであります。承認をいただければ、本年から運用を開始したいと考えております。

会長 只今、説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらお願い

いたします。

委員 今回の諮問区域の中で事務取扱の特例が該当する地域があるのですか。

事務局 ございませぬ。

会長 それでは、事務局案のとおり決定いたします。次に、「その他」ということで、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 地元の委員の方々には、地元の意見を聞いていただき、又審議の結果などを地元の方にご説明していただきたいと思っております。

委員 地元の方々に住居表示というものを、十分に理解していただくことが大切だと思います。

会長 他にないようでしたら、「その他」の審議は終わりにしたいと思えます。この後、現地視察が予定されておりますので事務局から説明をお願いします。

課長補佐 正面玄関前にバスが用意してありますので、資料をお持ちいただきバスにお乗りください。2時50分に出発ということでお願いします。現地視察後、解散となります。

会長 それでは、本日の審議はこれで終了といたします。では、出発の用意をお願いいたします。

署名委員 新藤 裕

署名委員 丸田 茂男